

後期高齢者医療制度のお知らせです

平成28・29年度の保険料率が決まりました

長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。
保険料額の決定通知書は7月にお送りします。

均等割額

被保険者一人あたり
40,907円

+

所得割額

賦課のもととなる所得金額 × **8.30%**

=

年間保険料

(上限額57万円)

※ 年間の保険料総額については
100円未満切捨て

※ 保険料率は2年間の医療給付費等を推計して、2年ごとに見直されます

保険料増加抑制のための対策

財政安定化基金を活用した保険料の増加抑制

後期高齢者医療制度では、想定した額以上の医療給付費の増加等、不測の事態に備え、国・都道府県・広域連合で財源を3分の1ずつ負担して、都道府県に「財政安定化基金」を設置しています。

長野県後期高齢者医療広域連合では、平成28・29年度の保険料率の改定にあたり、長野県と協議し、財政安定化基金の活用（10億円の交付）により、保険料の増加抑制を図りました。

左記の対策を講じた結果、
均等割額を814円分
所得割率を0.19%分
軽減することができました。

保険料の軽減

引き続き 所得に応じて保険料の軽減を実施します

均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）の場合	9割軽減	4,090円／年
	上記以外の方	8.5割軽減	6,136円／年
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	20,453円／年
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	32,725円／年

所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除（33万円）を引いた額が58万円以下（年金収入で211万円以下）の方は、所得割額が5割軽減されます。



被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険（市町村国保・国保組合は対象外です）の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減となります。

《お問い合わせ先》

長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320
または、富士見町役場 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111